

城陽市障がい者自立支援協議会

第4回 サービス調整検討部会報告書

平成 23 年 12 月 26 日

報告者 部会長 内田 照美

標記について下記のとおり報告します。

日 時	平成 23 年 (2011 年) 12 月 6 日
場 所	地域福祉支援センター
出席者	城陽市福祉課, 城陽市地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 (居宅介護支援センター 萌木の村) 障害福祉サービス提供事業所 (福) 城陽市社会福祉協議会訪問介護センター, 身体障害者デイサービスセンター すいんぐ)
検討課題	介護保険と障害者自立支援法のサービスの併用について 市内障害福祉サービス事業所の機能と役割 介護保険と障害者自立支援法の関係機関が集まり、第1、2回サービス調整検討部会のケース事例について個別ケア会議を行う。ケースの利用者が何を望み、何がしたいのかという想いを理解して協議するなかで、両制度を総合したサービス調整について、検討課題について共通理解を深めていく。

【議事録】

1. 自己紹介

2. ケース事例

介護保険サービス対象者で且つ、障害福祉サービスを受けている利用者の事例を挙げ、障害福祉サービスしか利用できない利用者のニーズに応えられない現状課題と、利用者の状態や希望に応じて介護保険・障害者自立支援法の制度を総合したサービス調整を行うことを関係機関で共有する。

3. 意見交換から出た課題

介護保険デイサービスの活動内容

ケアマネジャーが障がい者制度から介護保険制度への移行を伝えようと思っても、現在の介護保険デイサービスは、90歳代が多く、70歳代でも入り難い。65歳未満の介護保険2号の人は、より利用できる活動内容がない。中間層を支える事業内容がないため、介護保険サービス事業所は、利用者が充実感を得られるような、年齢に応じた活動内容についての検討が必要である。

介護保険優先の強制力がなく、両制度は、利用者負担が違う。年齢や利用者負担の上限等で移行にするのか。

本人に介護保険への移行をどの機関が伝えていくのか。

福祉課は、障害福祉サービス申請に来られた時に、介護保険対象者については介護保険制度の利用について説明しているが、強制力があるものではない。中心になるのはケアマネジャーだが、多くが障害福祉サービスの制度理解が十分ではない。障がい福祉関係者とケアマネジャーとの連携が取れていない部分をなくし、一つ一つのケースを各事業所が理解し、個別ケア会議において同じ理解を持って進めていくしかない。

ケアマネジャーが障害福祉サービス事業所と連携を図るという意識を高めるには。

ケアマネジャーが障害福祉サービス事業所と連絡を取り合うという意識はなく、障がい福祉関係者のように、個別ケア会議を頻繁に開催する傾向もない。ケアマネジャーから障害福祉サービス事業所等と積極的に連絡を取り合うことは考えていない。今回の個別ケア会議は、ケースを通して障害福祉サービス事業所の機能と役割を知ってもらうことや、連携することの重要性を理解してもらうことを目的としている。今後ケアマネジャーに連携体制についての理解を求めるためには、説明会を持つ等、様々な手立てが必要であると考えられる。

4. 身体障害者デイサービスセンターからの意見

事業所が対象とする利用者

身体障がい者が対象で、若年層の方、介護保険2号の方、介護保険に該当しない方、重度の方、急性期の方、医療的ケアの必要な方

利用したい人が利用出来ない現状についての意見

- ・介護保険と障害福祉サービスの有効期限を一緒にし、切り替えの時にケアマネジャーから勧めてもらいたい。
- ・事業所との契約を1～2年にし、切り替えの時に考えてもらう。事業所は、期限が近づいたことを伝える。

5. まとめ

今回の個別ケア会議では、利用者の24時間を支えるという共通認識を持ち、サービス調整を行っていくことの必要性及び、障がい福祉関係者とケアマネジャーが同じ理解を持って連携していく中で、お互いの事業所の機能と役割を理解していこうという今後の方針について協議した。

また、両制度の利用者負担の違いや、年齢層に応じた介護保険サービスの活動内容がないこと、ケアマネジャーに連携の意識を持ってもらうにはどうすればいいか等を協議し、課題が数多くあることを再認識した。